

## 保険法の見直しに関する個別論点の検討（３）

### 第８ 他人を被保険者とする死亡保険契約や傷害・疾病保険契約（中間試案の第３の１（２）、第４の１（２）関係）

（保険法の見直しに関する中間試案）

#### 第３ 生命保険契約に関する事項

##### １ 生命保険契約の成立

##### （２）他人を被保険者とする死亡保険契約

##### ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする死亡保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。ただし、〔一定の場合〕には、この限りでないものとする。

（注１） 同意を書面でしなければ契約の効力を生じないものとするについては、なお検討する。

（注２） 被保険者が未成年者等の制限行為能力者である場合の規律の在り方については、なお検討する。

（注３） 「一定の場合」（被保険者の同意を効力要件としない場合）の具体的内容については、被保険者の同意が求められている趣旨を踏まえつつ、なお検討する（保険契約者と保険金受取人と被保険者との関係、保険事故の内容、保険契約者が他人を被保険者とする死亡保険契約を締結する合理性の有無、被保険者の同意を個別的に求めることの必要性・合理性、イの規律が認められる範囲等を踏まえて、検討する必要がある。）

（注４） この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

（注５） 強行規定とする。

現行商法の参考条文 第674条第1項

##### イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱

被保険者は、〔一定の場合〕には、将来に向かって契約関係から離脱することができ、この場合には、死亡保険契約はその効力を失うものとする。

(注1) 「一定の場合」としては、例えば、被保険者が同意をする前提となっていた事情を欠くに至ったような場合(保険契約者又は保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせようとした場合、被保険者と保険契約者又は保険金受取人との親族関係が終了した場合等)が考えられるが、その具体的内容については、重大事由による解除の規律(4(2)参照)との関係を含め、なお検討する。

(注2) この規律を実現するための具体的な法律構成については、「一定の場合」の内容とも関連して、なお検討する。

(注3) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注4) 規律の性質については、これに反する約定で被保険者に不利なものは無効とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし

(他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注)

(一定年齢未満の)未成年者を被保険者とする死亡保険契約のうち一定の保険金額を超える部分を無効とすることについては、なお検討する。

#### 第4 傷害・疾病保険契約に関する事項

##### 1 傷害・疾病保険契約の成立

##### (2) 他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約

###### ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。ただし、〔一定の場合〕には、この限りでないものとする。

(注1) 「一定の場合」の具体的内容(被保険者が保険金受取人である場合(被保険者が生存している間に自ら保険金を受け取することを前提とした契約である場合)はこれに当たると考えられるが、このほかにどのような場合に被保険者の同意を効力要件とする必要がないか)については、なお検討する(第3の1(2)アの(注3)参照)。

(注2) この規律については、第3の1(2)アの(注1)、(注2)、(注4)及び(注5)参照。

(注3) 傷害・疾病の死亡給付に関する契約については、第3の1(2)アの(注3)と同様の検討をする必要がある。

###### イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱

### 第3の1(2)イと同じ。

(他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約関係後注)

未成年者を被保険者とする傷害・疾病の死亡給付に関する契約の規律については、第3の1(2)の(他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注)参照。

#### 1 〔一定の場合〕について(第3の1(2)アの(注3)、第4の1(2)アの(注1)参照)

〔一定の場合〕に関し、第3の1(2)アの(注3)及び第4の1(2)アの(注1)の考え方を踏まえ、次のようにすることについて、どのように考えるか。

生命(死亡)保険契約については、〔一定の場合〕の例外を設けないことにする。

被保険者の傷害又は疾病を保険事故とする契約については、〔一定の場合〕を「保険契約者が自己の業務又は活動に関して保険契約を締結する場合であって、被保険者又はその相続人が保険金受取人となる時」とする。

中間試案の第3の1(2)アの(注3)及び第4の1(2)アの(注1)の考え方を踏まえ、〔一定の場合〕の具体的内容について検討するものである。

その一案として、生命(死亡)保険契約については〔一定の場合〕の例外を設けず、被保険者の傷害又は疾病を保険事故とする契約についてのみ例外を設けることを提案している。

その例外については、まず、「被保険者又はその相続人が保険金受取人となる時」を要件としている。これは、現行商法第674条第1項ただし書の規定をもとにした規律であり、被保険者又はその相続人が保険金の支払を受ける場合を想定している。専ら保険契約者のために契約が締結されること(被保険者のためとはいえ契約が締結されること)を防止するための要件であり、これを要件とすることによって、被保険者の同意が求められている趣旨に反する事態が防止されることになると考えられる(なお、保険契約者又は保険金受取人が被保険者を故意に殺害した場合や、重大事由による解除事由がある場合等には、保険者が免責されることになり、これらと相まってモラル・リスクが防止されることになるから、規律の内容を考えるに当たっては、これをも踏まえて検討する必要がある。)

また、「自己の業務又は活動に関して」を要件としている。これは、保険契約者が〔一定の場合〕に当たるとして契約を締結するためには、当該契約が保険契約者の業務や活動に関連する場合でなければならないこととすることにより、保険契約者が他人を被保険者とする当該契約を締結することに合理的な理由があることを要求するものである。

「自己の業務又は活動に関して」に当たるかは個々の契約ごとに判断されることにな

ると考えられるが、例えば、部会において実務上の契約として挙げられていた自動車保険の搭乗者傷害条項や遊園地・イベント等の傷害保険、企業やスポーツ団体等の業務・活動中の傷害保険、農作業・漁業中の事故を担保する傷害保険、サークル活動に伴うリスクを補償する保険、クレジットカードに付帯されている海外旅行保険等はこれに当たると考えられる。また、海外・国内旅行保険契約、家族傷害保険契約（企業等の福利厚生制度として利用されているものを含む。）、火災保険契約に付帯されている傷害保険契約等も、家庭生活における活動におけるリスクに備えて扶養義務（民法第877条以下）や協力扶助義務（同法第752条）等に基づき締結されるものとして、これに当たると考えられる。

もっとも、例外を認める契約を傷害又は疾病を保険事故とする契約に限定し、かつ、前述のように「被保険者又はその相続人が保険金受取人となる時」ということを要件とすれば、保険契約者が自ら保険料を負担してまでそのような契約を締結するというときにはそれなりの合理的な理由があるのが通常であるとも考えられる。そうすると、被保険者の同意が求められている趣旨に照らして、殊更に「自己の業務又は活動に関して」を要件とする必要はないとも考えられるところであり、この点について検討する必要があると考えられる。

## 2 その他の事項について

- (1) 被保険者の同意を書面による同意に限ることの当否（アの（注1）参照）  
契約法の規律としては、同意の方法を限定しない（書面による同意に限らない。）ものとするので、どうか。

被保険者保護の観点から書面による同意に限定すべきであるとの指摘がされている。

しかしながら、そもそも、契約法において書面性を要求するのは、書面に記載されるべき意思表示等を行うことによって不利益を受ける表意者を保護するためであると考えられるところ、被保険者は、同意を行うことによって不利益を受ける立場にあるわけではなく、また、書面を要求することにより被保険者の利益が守られるというものでもないこと、同意の有効性が主に問題となるのは保険事故発生後であると考えられるところ、同意を書面でとっていないために契約を無効とすることにより利益を受ける者は保険金支払義務を免れる保険者であり、被保険者に特段の利益は生じないという、同意に書面性を要求した趣旨と相反する結果を招くことからすれば、少なくとも契約法において同意を書面で行うことを要求し、これを効力要件とすることは、相当でないと考えられる。

被保険者の保護は、現行法におけるのと同じく、保険者がそれぞれの契約ごとに適切な方法で被保険者の同意を確認すること（これを監督法による規律等で担保すること）によって図ることが適切と考えられる。

(2) 未成年者を被保険者とする死亡保険契約等の保険金額を制限することの当否（（他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注）、（他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約関係後注）参照）

（一定年齢未満の）未成年者を被保険者とする死亡保険契約等のうち一定の保険金額を超える部分を無効とする旨の規律を設けるかどうかは検討課題となっており、これについては、次の点について検討する必要があると考えられる。

未成年者を被保険者とする死亡保険契約等はニーズがなく、その当否に疑問があるとの指摘

この指摘に対しては、親が子どものために多額の支出をしているような場合等には、比較的高額の死亡保険契約等を認める必要があるとの指摘がされている。また、そもそも未成年者を被保険者とする死亡保険契約等を締結するかどうかやその保険金額をいくらとするかということは個々の保険契約者（家庭）において判断されるべき事項とも考えられる。

モラル・リスクの懸念があるとの指摘

モラル・リスクを防止するための規律としては、保険者の免責の規律（現行商法第680条第1項第2号、第3号参照）等があり、例えば保険契約者又は保険金受取人である親が被保険者である子どもを故意で殺害した場合には、保険者が免責され、保険金は支払われないこととされているほか、重大事由による解除の規律を新設する方向で検討が進められている。

契約法上一律の金額を規定することの当否（未成年者以外の場合との整合性等）

個々の契約ごとに適切な保険金額はまちまちであるから、契約法上一律の金額を定め、その金額を超える契約をすべて無効とすることにはなじまないのではないかと考えられる。

また、成人の場合にも、保険契約者等の収入や被保険者の年齢等によっては、無限定に保険契約が締結されることが適当ではない場合もあり得ると考えられるが、これは実務上又は監督法上の規律にゆだねることとするのであれば、未成年者の場合についても実務上又は監督法上の規律にゆだねることが適切とも考えられる。

以上の点に照らすと、未成年者を被保険者とする死亡保険契約等について保険金額を制限する旨の規律を新たに設けることとすることでコンセンサスを得るのは難しく、実務上又は監督法上の規律にゆだねるべきではないかとも考えられるが、どのように考えるか。

なお、被保険者の同意の在り方（アの（注2）参照）については、現行法下におけ

ると同じく、民法等の解釈にゆだねるものとする。

### 3 被保険者の意思による契約関係からの離脱について（イ参照）

#### (1) どのような場合に離脱を認めるべきか。

離脱を認めるべきかどうかについては、親族関係や雇用関係の終了等の一定の事由が生じた場合であっても、保険契約者において保険契約を継続する正当な事由があるとき（例えば、被保険者と保険契約者との間の親族関係が終了したにもかかわらず、保険契約を継続することを合意した場合）があり得ることからすれば、一定程度、抽象的な要件に基づいて判断する必要があると考えられるが、どうか。

例えば、次のような場合には、保険契約者において保険契約を継続する正当な事由がない場合と考えられるが、どうか。

#### ア 重大事由解除をすることができる事由が生じた場合

重大事由解除とまったく同一の要件でよいかどうか（例えば、重大事由解除をすることができるすべての場合について離脱を認めてよいかや、故殺未遂の場合に保険金取得目的を必要とするか）について、どのように考えるか。

#### イ 被保険者と保険契約者との間の親族関係の終了その他の原因により、被保険者が同意をするに当たって基礎としていた事情が著しく変更した場合

#### ウ 他に離脱を認めるべき場合として、法律上、規定すべきものがあるか。

例えば、被保険者の同意が不要な場合（1参照）や、被保険者が保険契約締結時に未成年者等の制限行為能力者であった場合には、ア又はイの要件を充たさないときであっても離脱を認めるかどうかについて、どのように考えるか。

#### (2) 法的構成をどのように考えるか。

(1)ア又はイを理由とする離脱については、被保険者が、保険契約者に対して、保険契約を解除することを請求することができるものとするもので、どうか。

1 (1)ア又はイに掲げる事由があるかどうかは被保険者と保険契約者との間の関係に基づいて判断すべきことであり、その両者の間で離脱の可否について争わせることが相当であること、契約当事者ではない者である被保険者が直接保険者に対して契約解除の意思表示をすることができるとするのは異例なことからすれば、基本的には、本文で述べたような法的構成をとるのが相当と考えられるが、どうか。

2 本文に挙げた法的構成をとる場合、保険契約者が保険契約を解除することができ

ないときにも被保険者による解除請求を認めるかどうかについて、どのように考えるか。

- 3 直接保険者に契約解除の意思表示をすることを認めるべき場合があるかどうかについては、(1)ウ(ア及びイ以外に離脱を認めるべき場合としてどのようなものがあるか)を踏まえて、なお検討する。

## 第9 生前の意思表示や遺言による保険金受取人の変更(中間試案の第3の2(2)イ・ウ(第4の2(2))関係)

(保険法の見直しに関する中間試案)

### 第3 生命保険契約に関する事項

#### 2 生命保険契約の変動

##### (2) 保険金受取人の変更

###### イ 生前の意思表示による保険金受取人の変更

A案 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によって、するものとする。

B案 保険金受取人の変更は、保険者、保険金受取人又は変更によって保険金受取人になるべき者に対する意思表示によって、するものとする。

保険金受取人の変更は、その通知を発した時に、その効力を生ずるものとする。

保険金受取人の変更は、保険契約者が保険者に通知をしなければ、保険者に対抗することができないものとする。

(注1) のA案を採用すると、通常は、保険金受取人の変更の意思表示の到達によって「通知」もされたことになると考えられる(B案を採用した場合において、保険者に対する意思表示によって保険金受取人の変更をしたときも、同様である。)が、その意思表示が到達しなかったときは、保険契約者が改めて保険者に対して保険金受取人の変更をした旨の通知をする必要がある。

(注2) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第675条第1項、第677条第1項

###### ウ 遺言による保険金受取人の変更

イのにかかわらず、保険金受取人の変更は、遺言によってすることができるものとする。

による保険金受取人の変更は、遺言の効力が生じた後、保険

契約者の相続人が〔全員で〕、又は遺言執行者が保険者に通知をしなければ、保険者に対抗することができないものとする。

(注1) どのような場合に による保険金受取人の変更をする旨の意思表示があったといえるかを法文上明確にすることについては、なお検討する。

(注2) 他人を被保険者とする死亡保険契約においては、被保険者が死亡するまでの間(遺言の効力が発生した後(民法第985条参照)でもよい。)に被保険者の同意(アの 参照)がなければ、保険金受取人の変更の効力は生じないこととなる。なお、被保険者の同意は誰に対してすることになるのかについては、なお検討する。

(注3) は任意規定とする方向で、なお検討する。 も基本的には任意規定とする方向で、なお検討する(ただし、遺言に関する規律に反する約定は許容されない。 )。

現行商法の参考条文 なし

## 1 生前の意思表示による保険金受取人の変更について(イ参照)

### (1) の規律(意思表示の相手方)について

生前の意思表示による保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってするものとするので、どうか。

この点については、B案を支持する立場から、判例(最判昭62.10.29民集41・7・1527)の立場でもあり、保険契約者の意思を最大限尊重するためには意思表示の相手方を広く認めるべきである、あるいは、B案を基調としつつ、保険金受取人の変更の意思表示は書面によることとすべきである等との指摘がされている。

しかしながら、保険金受取人を誰にするかは生命保険契約にとって重要な要素の一つであるから、その変更についても契約当事者である保険者を意思表示の相手方とするのが自然な法律構成であること、B案では保険金受取人とされていた者(以下「旧受取人」という。)や旧受取人の関係者(保険金請求権の譲受人や差押債権者等)の法的安定性を害するおそれがあり、法律関係も複雑になること、A案を採用した上で遺言による保険金受取人の変更についても認めることで、保険契約者にとって自己の意思を反映させる方法が明確となり、保険契約者の意思の尊重という観点からもB案と比べてさほど劣らないものと思われること等を踏まえると、法律関係として簡明で分かりやすいA案を採用するのが適当と考えられるが、どうか。

### (2) ・ の規律(保険金受取人の変更の効力発生時期と対抗要件)について

保険金受取人の変更の意思表示は、その通知が保険者に到達する前に保険事故が発生していた場合であっても、その通知が発せられた時にその効力を生ずるものとするので、どうか。

- 1 A案を採用した上で、保険契約者の意思表示が保険者に到達することを必要としつつ、到達主義（民法第97条第1項）の例外として当該意思表示の効力発生時期を発信時にさかのぼらせることにより、当該意思表示が保険者に到達する前に保険事故が発生したとしても、保険契約者の意思が尊重されるようにすることを提案するものである。

A案を前提としつつ、保険金受取人の変更の意思表示が保険者に到達しなかった場合であっても保険金受取人の変更の効力を生ずるものとする、改めて保険者への通知（対抗要件）がされない限り、保険金受取人の変更がされているにもかかわらず、保険者はそのことを知らないまま旧受取人に対して保険金を支払ってしまうことになり、変更後の保険金受取人（以下「新受取人」という。）が旧受取人に対して不当利得返還請求権を行使するという事態を招き、旧受取人やその関係者の法的安定性を害するおそれがあるという問題が生じうるものと考えられる。

また、A案を前提とする場合、意思表示としての通知とは別に、対抗要件としての通知を觀念することの実益がほとんどなく、かえって保険契約者にとって分かりづらい（あたかも保険者に対する通知を二度しなければならないかのような誤解を招きかねない）規律となる上、ほとんどの場合において意思表示としての通知と対抗要件としての通知（觀念の通知）とが重なり合うことについて理論的にどのように説明するのかという問題についても検討する必要が生ずるものと考えられる。

そこで、隔地者に対する意思表示についての到達主義の例外として発信主義を認めるとしても、当該意思表示が保険者に到達することを前提とした上で（したがって、のような対抗要件についての規律は不要となる。）、その効力発生時期を発信時にさかのぼらせるものとするのが考えられるが、どうか。

- 2 なお、B案を前提としつつ、保険金受取人の変更の意思表示が不到達となっても、その発信時に保険金受取人の変更の効力を生ずるものとする、A案よりも意思表示の相手方の範囲が広い分だけ、新受取人が旧受取人に対して不当利得返還請求権を行使するという事態を招くおそれもA案より大きく、関係者の法的安定性を害するおそれがより一層強くなると考えられる。また、B案を前提とすると、保険金受取人の変更の意思表示が相手方に到達することを前提としたとしても、保険者に対する対抗要件としての通知がされない場合に、関係者の法的安定性を害するおそれが生じうることとなる。

## 2 遺言による保険金受取人の変更について（ウ参照）

### (1) の規律（対抗要件）について

遺言による保険金受取人の変更は、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人又は遺言執行者が保険者に通知しなければ保険者に対抗することができないものとするので、どうか。

1 この点については、保険金の迅速かつ確実な支払のために、保険者への通知を保険契約者の相続人が「全員で」することとすべきであるとの指摘もされている。

しかしながら、対抗要件としての通知が必要とされるのは保険者が二重弁済の危険にさらされるのを防ぐためであると考えられるところ、相続人間で遺言の効力について争いがなく、保険者としても遺言の内容を明確に確認することができる場合等もあり得ること、遺言による保険金受取人の変更の有効性について相続人間や新旧受取人間に争いがある場合には、債権者不確知の場合（民法第494条後段）として保険金を供託することにより対応する余地もあることなどを踏まえると、相続人全員による通知を常に要求するまでの必要はないものと考えられるが、どうか。

2 なお、遺言による保険金受取人の変更の場合に限って、被保険者の同意の相手方について特段の規律を設ける必要はない（他の場合と同様に解釈にゆだねれば足りる。）ものと考えられる。

## (2) 必要的記載事項を法定することの当否について（（注1）参照）

どのような場合に遺言による保険金受取人の変更の意思表示があるといえるかについては、特に規律を設けないものとするので、どうか。

この点については、保険金の迅速かつ確実な支払のためには、保険金受取人の変更の意思表示の内容が明確にされていることが望ましいとの観点から、遺言による保険金受取人の変更の要件を明確化すべきであるとの指摘もされている。

しかしながら、いかなる意思表示があったときに保険金受取人の変更の意思表示があったとみるべきかという問題は、生前の意思表示による保険金受取人の変更の場合にも生じうる問題であること、遺言そのものについて民法上厳格な方式が定められているにもかかわらず、更なる要件を加えることは、遺言による保険金受取人の変更を認めることで保険契約者の意思を尊重しようとする趣旨を減殺しかねないこと、遺言の解釈に当たっては「遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などを考慮して遺言者の真意を探求し当該条項の趣旨を確定すべきものである」（最判昭 58.3.18 家裁月報 36・3・143）とされているところ、遺言による保険金受取人の変更とそれを前提とする相続財産についての遺言とが同時にされたような場合、保険金受取人の変更に関する必要的記載事項を形式的に欠いているというだけで遺言のうちその部分のみが無効とされれば、他の部分についての遺言を解釈する上で問題が生じうること、遺言の内容が不明確である場

合には、保険者としては、債権者不確知の場合（民法第494条後段）として保険金を供託することで対応する余地もあることなどを考慮すると、必要的記載事項を法定することは相当とはいえないと思われるが、どうか。

## 第10 保険金受取人等の意思による生命保険契約や傷害・疾病保険契約の存続（中間試案の第3の2(5)（第4の2(5)）関係）

（保険法の見直しに関する中間試案）

### 第3 生命保険契約に関する事項

#### 2 生命保険契約の変動

##### (5) 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続

保険契約者の債権者（いわゆる解約返戻金請求権の差押債権者等）又は破産管財人等が保険契約の解除をしようとし、又は解除をした場合には、〔一定の者〕は、保険契約者の同意を得た上で、保険契約の解除をすることができる者（保険契約の解除がされた後は保険者）に対して〔一定の金額〕を支払うことによって、契約を存続させることができる（契約の解除の効力発生前であれば契約の解除をすることができないものとし、解除の効力発生後であれば契約の解除がされなかったものとみなす。）ものとする。

（注1） この規律の具体的内容については、その法律構成や適用範囲（どのような契約を適用対象とし、また、いつまでこの手続を採ることができるものとするか等）を含め、なお検討する。

なお、この手続を採った者は保険契約者としての権利義務を承継するものとし、保険者がこれについて反対の意思を表示した場合にはこの限りでないものとするが、後者の場合には、この手続を採った者の地位を確実なものとするための規律（例えば、保険契約者は保険金受取人の変更や保険契約の解除をすることができないものとする等）を設けた上で契約の存続を認めるものとする。

（注2） 「一定の者」の範囲については、例えば、保険金受取人である被保険者の親族（民法第725条参照）とすることが考えられるが、保険契約者がこれに当たる場合の規律の在り方を含め、なお検討する。

（注3） 「一定の金額」の具体的内容については、保険契約の解除をすることができる者の利益に配慮した金額又は保険契約を存続させるのに過不足のない金額である必要があることを踏まえて、なお検討する。

（注4） 規律の性質については、これに反する約定で「一定の者」に不利なものは無効とする方向で、なお検討する。

(注5) 現行商法第683条第1項において準用する同法第652条の規定については、第2の4(3)の(注1)参照。

現行商法の参考条文 第652条、第683条第1項

## 1 規律を設ける場面(規律を設ける必要性)

### (1) 規律を設ける必要がある契約((注1)参照)

保険料積立金(いわゆる解約返戻金)のある人保険契約に限るものとする  
ことで、どうか。

1 保険料積立金(解約返戻金)のある人保険契約は、一般に保険期間が長期の契約であって、年齢の上昇に伴って自然保険料が高額となることから、平準保険料式が採られていると考えられる。このような契約については、保険に再加入することが困難であり、〔保険契約者や〕被保険者又はその家族(遺族)の生活保障が強く必要とされると考えられる。

これに対し、保険料積立金(解約返戻金)のない人保険契約については、そもそも新たに保険に加入することが困難とはいえないものがあるとも考えられるし、そうでないとしても、民事執行法及び破産法等における規律(例えば、民事執行法第153条(差押禁止債権の範囲の変更)、破産法第34条第4項(自由財産の拡張)等)や一般法理にゆだねることで足りると考えられるが、どうか。

2 いわゆる団体生命保険契約や団体傷害・疾病保険契約は規律の対象とはしないものとする。

### (2) 規律を設ける必要がある場面

保険契約者及び保険者以外の者が(1)に記載する契約の解除をしようとした場合について規律を設けるものとする  
ことで、どうか。

1 これに当たる場合としては、例えば、次の場合が考えられる。

解約返戻金請求権の差押債権者が取立権(民事執行法第155条第1項本文)に基づいて契約の解除をする場合

解約返戻金請求権に質権を有する者が取立権(民法第366条第1項)に基づいて契約の解除をする場合

保険契約者の債権者が債権者代位権(民法第423条)に基づいて保険契約者の任意解除権を行使する場合

保険契約者について破産手続開始等の決定があった場合(破産管財人等が契約の任意解除権を行使し、又は破産法第53条第1項等の契約解除権を行使する場合)

2 当事者の話し合いによって契約の解除を回避すること(例えば、保険契約者等と差

押債権者との間の話し合いにより、保険契約者等が一定の金額を支払うことによって差押債権者に差押命令の申立てを取り下げてもらふこと)も可能であるが、(1)のような契約については、このような解決ができない場合であっても、契約を存続させる方法を認める必要があると考えられるが、どうか。

(3) 〔一定の者〕の範囲((注2)参照)

〔一定の者〕とは、保険金受取人であり、かつ、〔保険契約者又は〕被保険者の親族である者(保険契約者を除く。)とするものとするので、どうか。

- 1 規律の実効性を重視して、保険金受取人であることを要件とすべきではないとの指摘もされているが、保険金受取人でない者は保険事故が発生したときに保険金を受け取ることができるとの期待権さえも有していない以上、このような者がこの規律を用いることができるとするのは相当ではないと考えられる。このように解したとしても、適切な行使期間を設定することなどによって、実効性のある規律とすることは可能と考えられる。
- 2 生存保険契約の保険金受取人には制度の趣旨が妥当しないと考えられるから、これを除くものとする。

2 規律の骨格について

(1) 法律構成((注1)参照)

契約の解除前の規律とすることで、どうか。

中間試案の(注1)では法律構成について検討課題としていたが、解除の効果が生ずる前と後についてそれぞれ異なる規律を設けることは複雑にすぎることや、解除の効力が生じた後に解除がされなかったものとみなすことは契約法上異例であること等を踏まえ、解除の効力発生前の規律だけを設けることを提案している。

(2) 実効性のある規律とするための方策((注1)参照)

保険契約者及び保険者以外の者が1(1)に記載する契約の解除の通知をした場合には、その解除は、保険者がその通知を受けた日から〔1か月〕の後に、将来に向かってその効力を生ずるものとするので、どうか。

差押債権者等の利益を考慮した何らかの規律を設ける必要性について検討する必要がある。例えば、〔1か月〕の期間内に保険事故が発生したときは、解約返戻金相当額が差押債権者等に支払われる(残額は保険金受取人に支払われる。)ものとすることや、保険契約者が直ちに解除の効力が生じることに同意したときはこの限りでないものとするのが考えられる。

(3) 1 (3)に記載する者による〔一定の金額〕の支払とその効果（（注1）・（注3）参照）

1 (3)に記載する者が、2 (2)の期間内（〔1か月〕以内）に、保険契約者の同意を得て、差押債権者等に対して、2 (2)の解除の通知があった時に契約が解除されたとすれば差押債権者等が支払を受けることができた金額の支払をしたときは、2 (2)の解除の効力は生じないものとする。どうか。

1 解除の効力が生じないにもかかわらず、保険者がそれを知らずに解約返戻金の支払をしてしまうことのないようにするための規律を検討する必要がある。

2 上記の支払の時に、保険契約者はその支払をした者に変更されたものとみなす（ただし、保険者が遅滞なく異議を述べたときはこの限りでないものとする）とともに、保険契約者は、上記の支払をした者について保険金受取人を変更し、又は契約の解除をすることができないものとする。）旨の規律の必要性について検討する必要がある。

3 保険金受取人の変更は保険契約者にゆだねれば足りると考えられることから、保険金受取人が当然に変更される旨の規律は設けないものとする（例えば、死亡保険金の受取人が上記の金額を支払った場合、死亡保険金の受取人が変更されないだけでなく、その契約で別途生存保険金、傷害・疾病保険金が支払われることになっているとしても、これらの保険金の受取人も変更されないものとする。）こと、どうか。

4 保険金受取人の地位は基本的に保険契約者の意思にかかっていること（それゆえ、保険契約者の同意を要件としていること）や、1 (3)に記載する者は保険契約者との間に親族関係等（保険金受取人に指定されるような関係）があることからすると、保険契約者にこの規律を使って契約の存続を図る意思があれば1 (3)に記載する者に差押え等の事実を知らせるであろうから、そのための特別の規律を設けるまでの必要性はないと考えられる。

(4) 規律の性質（（注4）参照）

規律の性質（片面的強行規定とすべきか）について、どのように考えるか。

第11 片面的強行規定の対象となる保険契約（中間試案の（前注）3関係）

（保険法の見直しに関する中間試案）

（前注）3 第2以下の各項目の（注）において各規律の性質（強行規定か任意規定か）について記載しているが、海上保険契約や再保険契約その他〔一定の契約〕については、この記載にかかわらず、各規律を強行規定の対象から外す（任意規定とする）ものとする。この「一定の契約」の具体的内容（いわゆる企業保険契約をどこまでこれに含めるか等）や、具体的にどの規律を強行規定

の対象から外すかについては、保険契約の種類に応じてどのような特性があるか、事業活動との関連性の程度に応じてどのような特性があるか等を踏まえて、なお検討する。

## 1 検討事項

いわゆる片面的強行規定の対象から外すべき保険契約の内容について、どのように考えるか。

なお、どの規律を片面的強行規定とするか、どのような約定が片面的強行規定の規律によって無効となるか等については、個々の規律ごとに改めて検討することとする。

## 2 基本的な考え方

片面的強行規定の対象とするかどうかについては、例えば、各保険契約において担保されるリスクの性質に着目して判断することとし、次のように整理することが考えられるが、どうか。

海上保険契約、航空保険契約、原子力保険契約及び再保険契約については、典型的に特殊なリスクを担保する損害保険契約であるため、片面的強行規定の対象から外す。

これらの保険契約については、リスクの巨大性、国際的な事業活動との関連性、再保険契約に準拠する必要性等のリスクの特殊性があると考えられる。

上記以外の損害保険契約のうち、被保険者の事業活動に伴うリスクを担保する保険契約であって、当該事業活動の特性（保険事故の発生率等に影響を及ぼすべき事情）を考慮してリスクの評価（保険料の額の算定等）を行うものについても、片面的強行規定の対象から外す。

これらの保険契約の例としては、生産物賠償責任保険契約や工場の火災保険契約等が考えられる。このような保険契約については、リスクが被保険者の事業活動に密接に関連し、その情報が被保険者側に偏在しているため、例えば、危険に関する告知に関し、包括的な質問事項に基づいて告知を求めたり、危険の増加に関し、事前の通知を求めたりすることが許容されなければ、保険者によるリスクの引受け自体が困難になる場合があるとの指摘がされている。

保険契約者又は被保険者の規模（大会社（会社法第2条第6号参照）かどうか等）によって区別する考え方については、規模が小さくてもリスクが巨大な場合がある等の指摘がされており、事業者（消費者契約法第2条第2項参照）かどうかによって区別する考え方については、零細な事業者の保護を図る必要がある等の指摘がされている。

（参考）

会社法（平成17年法律第86号）

(定義)

第2条 一~五 (略)

六 大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。

イ 最終事業年度に係る貸借対照表(第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。ロにおいて同じ。)に資本金として計上した額が五億円以上であること。

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。

七~三十四 (略)

消費者契約法(平成12年法律第61号)

(定義)

第2条 (略)

2 この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3・4 (略)